
資料編

第1章 広島県におけるこれまでの中山間地域対策

第1節 広島県の自然的条件

(1) 地勢

広島県は、中国・四国地方のほぼ中央部に位置し、東西に走る中国山地の南斜面を占める。北部は中国山地の脊梁部^{*}を隔てて島根県・鳥取県に、東部は吉備高原に沿って岡山県に、西部は安芸西部山地を境に山口県に隣接し、南部は瀬戸内海に面し、芸予諸島等、大小138もの島々を挟んで、四国の愛媛県・香川県と相対している。

また、①中国山地の脊梁山地面、②吉備高原面、③世羅台地面、④瀬戸内面の四段の隆起準平原^{*}が見られ、各面の境界付近は、勾配が急変し、溪谷や滝を含む断層谷が発達している。これらの地形は、瀬戸内海沿岸部に近接するため、平野の発達が弱く、太田川、芦田川、江の川などの河川沿いに分布する谷底平野と、河川の河口に分布する小さな三角州として見られるのみである。大別すると沿岸部・山地部・島嶼部に分類される。

(2) 気候

広島県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面しているため、気候は概ね温暖と言えるが、気温・降水量とも南部と北部では、かなりの差異があるなど、自然条件が極めて多彩である。

第2節 過疎問題の発生

(1) 全国の状況

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は昭和35(1960)年前後から始まっていたが、昭和40年国勢調査が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。

(2) 広島県の状況

過疎問題が大きな社会問題としてクローズアップされることとなった昭和30年代、沿岸部は自然的・経済的条件に恵まれている反面、山地部・島嶼部においては、零細な農林漁業を主産業としており、生産基盤の劣悪さ、生活環境施設の未整備から沿岸都市へ人口が流出していた。

加えて、昭和38(1963)年1月豪雪(いわゆる三八豪雪)により、長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、人的被害は死者7人、負傷者22人、住家の被害は全壊64棟、半壊73棟に及ぶ甚大な被害が発生した。

昭和35(1960)～45(1970)年の人口の状況をみると、広島市を中核とする広域都市圏あるいは県東部の備後地区工業整備特別地域^{*}に含まれる福山市とそれらの周辺に集中化の傾向を示す一方、過疎地域に該当する市町村では、昭和35(1960)～40(1965)年の間で15.1%、昭和40(1965)～45(1970)年の間で11.7%の高率で減少が進んだ。

また、この間(昭和35(1960)～45(1970)年)、1集落(小字程度)で20%以上の挙家離村^{*}があった集落は215集落(昭和45(1970)年4月現在の過疎地域に指定された市町村における数値)で、西中国山地及び県北東部の県境地帯に多発した。

なお、昭和44(1969)年度指定の山村振興地域(加計町、戸河内町、甲田町、向原町、大和町、甲山町、三和町(神石)、君田村及び口和町の9地域)の農林家1戸当たりの所得をみると、9地域の平均所得は833千円で、県平均の農林家所得1,234千円よりかなり低いものとなっていた。

第3節 広島県における過疎対策の実施状況と課題認識

(1) 過疎対策の実施状況

広島県では、離島振興事業・山村振興事業、その他各種対策事業を積極的に実施してきたところであったが、過疎現象が顕著となったことから、昭和43(1968)年度に過疎対策の在り方について調査を行った。

それらの調査結果を踏まえ、昭和35(1960)～40(1965)年で人口減少10%以上の市町村地域における農林業の生産基盤施設、道路事業の県費補助の嵩上げや、市町村振興基金[※]の設定(基金総額10億円)など、取り急ぎ実施可能なものから施策の実施に取り組んできた。

(2) 過疎問題に関する広島県の課題認識

こうした状況の中、広島県(企画部)が昭和45(1970)年1月に取りまとめた「過疎問題および広域行政問題について」において、集落対策に関し次のように記述している。

過疎対策実施上の問題点として数多くのものが考えられるが、過疎対策の基調となる主な点について列挙すれば次のとおりである。

- ① 過疎現象をいかに認識し、山村社会の在るべき姿を日本社会の構図としてどう描くか。このことについて、行政庁と地域住民がどう考えいかにして思想統一を図るか。
- ② 過疎現象の原因と実態が複雑多岐にわたるため、施策の導入を一律的に決めるべきではなく、その地域の特性に応じた対策が総合的に実施されなければならない。しかしながらこの場合ある程度の振興パターンを定め対策を行う必要があるが、このための地域の類型化をどうするか。
- ③ 過疎地域の住民意識は後退しているが、これをいかにして回復させるか。このことは、対策以前の問題であると同時に施策を実効あるものとするために極めて重要な事項である。
- ④ 集落再編成が集落対策として重要なポイントとなるが、そこに住むことを前提としての住民の行政需要に対して、集落移転を行なおうとする行政庁の対応の仕方であり、本来矛盾を持った行政施策であるため、集落再編成について住民の意向が確実に把握されていなければならないし、またその意向をどう誘導していくかが重要な問題となる。

資料：平成3年版 過疎対策の現況(総務省 地域力創造グループ過疎対策室)
広島県強靱化地域計画(令和3年3月改訂)
広島県過疎地域振興方針(昭和46年7月)
「過疎問題および広域行政問題について」(昭和45年1月 広島県企画部)

第4節 過疎法^{*}制定(昭和45(1970)年)以降の集落対策の取組

(1) 広島県の市町村数の変遷

昭和45(1970)年以降の広島県の市町村数は、図表1-1のとおりである。

【資料編】 図表1-1 広島県の市町村数の変遷

年 (4月現在)	市町村数				備考
	市	町	村	計	
昭和45(1970)年	11	88	8	107	過疎地域対策緊急措置法 [*] 制定
昭和50(1975)年	12	69	6	87	
昭和55(1980)年	12	69	6	87	過疎地域振興特別措置法 [*] 制定
昭和60(1985)年	12	68	6	86	
平成2(1990)年	13	67	6	86	過疎地域活性化特別措置法 [*] 制定
平成7(1995)年	13	67	6	86	
平成12(2000)年	13	67	6	86	過疎地域自立促進特別措置法 [*] 制定
平成17(2005)年	15	13	0	28	(平成の大合併 [*])
平成22(2010)年	14	9	0	23	
平成27(2015)年	14	9	0	23	
令和2(2020)年	14	9	0	23	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 [*] 制定(令和3年)
令和5(2023)年	14	9	0	23	

資料：広島県地域政策局市町行政課資料、総務省「令和3年度版過疎対策の現況」

(2) いわゆる過疎法に基づく集落対策

昭和45(1970)年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、累次のいわゆる過疎法には、市町村が事業主体となって進める集落対策について規定され、県の定める方針に反映されている。

同法及び昭和55(1980)年に制定された過疎地域振興特別措置法の20年間は、集落の移転及び移転後の跡地利用対策が方針に掲げられ、移転を念頭に置いた対策が中心となっている。

その後、平成2(1990)年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成12(2000)年に制定された過疎地域自立促進特別措置法の約30年間は、地域の特性を生かした自主的・主体的な取組による集落の基盤整備や、集落機能の維持・強化のための定住促進対策の実施などが中心となっている。

(3) 集落・生活拠点整備モデル事業の推進

広島県では、平成9(1997)年に、中山間地域活性化対策基本方針を策定し、集落・生活拠点整備モデル事業に取り組んでいる。

県内9地区(26町村(平成の大合併前))：すべてが全域過疎)において、生活機能の確保や都市農村交流、高度情報化^{*}など通じて、在宅高齢者に対する保健・医療・福祉の総合サービスの提供、行政区の再編によるコミュニティ育成、関係機関の情報を統合した住民向け生涯学習環境の構築など、地域の自立に向けた新たなシステム形成が進められた。

これらの成果は、中心集落の機能強化や、地域コミュニティの活動促進などの事業に引き継がれた。

（４）平成の大合併※の推進時における新しい住民自治組織※の育成

広島県では、平成11（1999）年7月の地方分権一括法※の成立を契機として、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とし、同年12月、市町村合併の推進及び市町村への権限移譲、人材育成などを内容とする「広島縣市町村分権システム推進計画」を策定した。

平成13（2001）年5月には、知事を本部長とする「広島縣市町村合併推進本部」を設置、同年11月には、「市町村合併に係る県の支援プラン」を策定している。

この支援プランには、新たな住民自治組織の育成が掲げられ、旧来の小集落を広域的な地域単位にまとめ、市町村と連携・協働する機能を持つ新しい住民自治組織を育成するなど、住民の主体的な地域づくりを支援する取組が進められた。

また、合併後に行う旧市町村単位の地域振興（コミュニティの維持・育成）のために実施する事業に対する支援も進められた。

その結果、県内23市町中、14市町（うち全域過疎市町は8）において、住民自治組織の再編が行われ、20市町（うち全域過疎市町は9）において市町から住民自治組織への補助制度が整備された。

第2章 近年の集落実態調査から得られた知見

第1節 集落実態調査の概要

広島県では、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画に示された検討課題を踏まえ、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて、「集落実態調査」を実施し、より具体的な中山間地域集落の生活実態等を把握した。

【資料編】 図表2-1 集落実態調査の概要

調査名 〔調査年度〕	調査対象 〔調査対象数〕	調査内容	調査方法
集落基本情報調査 〔令和2(2020)年度〕	中山間地域の 全集落 (3,372集落)	人口、世帯数、 高齢化率*及び生活 インフラ*等	データ整理 将来推計
生活実態調査 〔令和2(2020)年度〕	上記から抽出し た600集落で暮ら す個人(6,125人)	地域での困りごと や、移動手段、日 用品の確保方法等	書面アンケート 〔回答者3,662人〕 〔回答率59.8%〕
生活実態調査 〔令和3(2021)年度〕	住民自治組織* (100組織) 〔県内中山間地域 の旧市町村より 各1組織以上を 選定〕	住民自治組織によ る地域活動の現状 と課題、高齢独居 世帯への支援の状 況等	役員、集落支援員 *等から現地等で 聞き取り
地区・集落調査 〔令和5(2023)年度〕 〔令和3(2021)年度ま での調査から導きだ された検討課題を検 証するため実施〕	協力2町の全住 民自治組織(91 組織) 〔安芸太田町(61) 神石高原町(30)〕	住民生活実態、住 民自治組織運営実 態、将来展望等	住民自治組織役 員、地域住民等か ら現地で聞き取り

- (注) 1. 集落基本情報調査は、平成22(2010)年時点の集落数を起点に分析。
2. 集落基本情報調査〔令和2(2020)年度〕の中山間地域の全集落(3,372集落)は、令和3(2021)年、令和4(2022)年の過疎地域の見直しに対応し、令和3(2021)・4(2022)年度に対象集落を拡大した令和元(2019)年時点の中山間地域の農業集落*数。
3. 集落調査〔令和5(2023)年度〕でのヒアリング調査では、安芸太田町の1住民自治組織との調整がつかず、実際に調査を実施したのは安芸太田町60組織、計90組織である。

これら調査から得られた集落実態の知見を次節に取りまとめる。

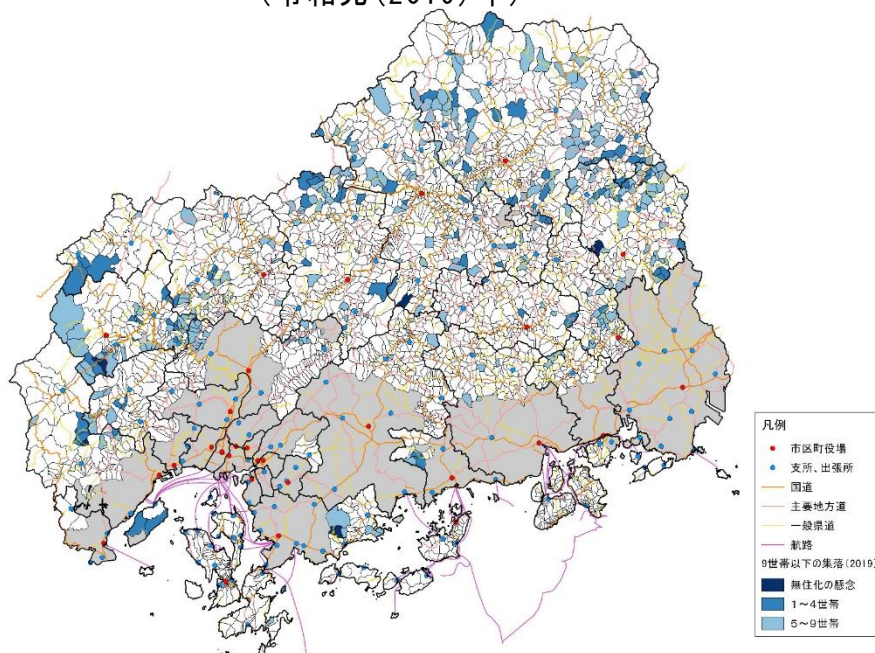
第2節 これまでの集落実態調査で得られた知見

(1) 無住化が懸念される集落の拡大

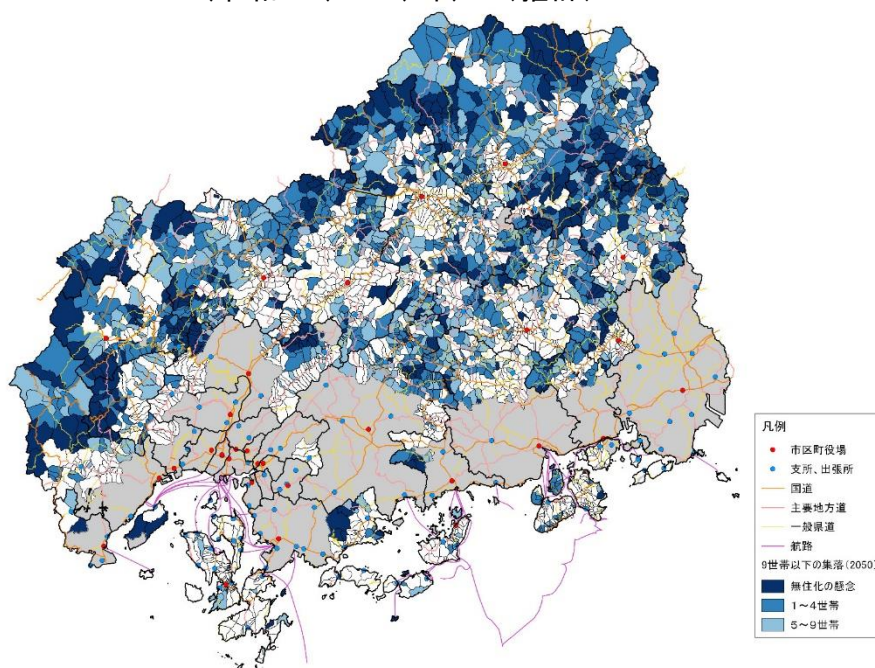
令和2(2020)年度に中山間地域を対象として実施した将来集計では、人口の転出傾向が続き、少子・高齢化による自然減が進むことで、無住化が懸念される集落の拡大が県内全域で予想される。

【資料編】 図表2-2 9世帯以下の集落マップ

(令和元(2019)年)



(令和32(2050)年) (推計)



令和32(2050)年の集落世帯数推計値は、「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」等(総務省、国土交通省(平成22(2010)年、平成27(2015)年、令和元(2019)年))で把握されたデータを基に、コーホート変化率法により集落人口を推計し、将来の1世帯当たり人員を用いて、集落人口から世帯数を推計(集落の範囲は、令和4(2022)年4月1日時点の中山間地域で、農林水産省農林業センサスに用いられる農業集落※)

(2) 移動における自家用車への依存した生活（生活圏の拡大）

個人の生活は、自家用車による移動を基本としつつ、周辺市町を含めた機能集積のある地域を生活圏として利用することで日々の暮らしを成立させている。そのため、品揃えや価格・利便性から足元の地域（旧町村）の小売店・ガソリンスタンド等の利用が低下し、後継者不足もあり、廃業する施設が増え、身近な生活機能が消失している。

自家用車の運転は、生活上の必要性から、心身が健康であれば80～90歳代でも継続されているが、自動車運転免許証の更新の条件が厳しくなっている状況もあり、自家用車の運転ができなくなった場合の地区・集落での生活の継続への不安が大きくなっている。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 移動手段はほとんどが自家用車であり、運転のできない一部の人が地域公共交通を利用している。
- 身体が動くうちは運転しなければ生活出来ないという実態がある。なかには90歳代後半まで運転している人もいる。
- 運転できなくなると施設に入るケースが多い。
- 最近家族から自動車運転免許証の返納するよう言われる人も多く、免許の更新が難しくなっている。

(3) 地域差が見られる新たな担い手の確保や地域活動の負担感の増大による影響

人口減、少子・高齢化により、地域活動の負担度が高まるとともに、地域の将来に対する不安を感じている。

すべての活動で担い手不足が顕在化しており、担い手の確保が最重要課題となっている。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- ほとんどの地区・集落から地域自治組織の役員や各種活動の担い手不足が指摘されており、地区の草刈りや祭りの実施等に支障が出ている。
- 令和2（2020）年度のアンケート調査では、中山間地域集落住民の66.8%が「地域の担い手・人手不足」で困っていると回答している。
- 担い手不足が起因となり、地域の環境管理に困る人が多い。
(困っている人の割合【令和2（2020）年度のアンケート調査より】)
 - ・鳥獣被害の発生：76.9%
 - ・耕作放棄地*の増加：61.5%
 - ・道路や水路等の維持管理：51.4%
- また、個人資産管理も担い手不足から困る人が多い。
(困っている人の割合【令和2（2020）年度のアンケート調査より】)
 - ・自身が所有する農地の管理（耕作、草刈りなど）：51.4%
 - ・山林、お墓などの自身が所有する財産の管理：42.8%

(4) 高齢者の生活を支える別居親族等の存在や見守る多様な地域主体の存在

高齢独居及び高齢夫婦のみ世帯では、近隣に居住する親族（子・兄弟姉妹等）が支援することで生活が成り立っている場合も多い。

高齢者等、地域で配慮が必要な人については、民生委員*、集落支援員*等の行政関連の見守り、社会福祉協議会*等の福祉関連分野での見守り、近隣住民による見守り等、住民自治組織*による高齢者サロン*等の実施を通じた見守りなど様々な取り組みがみられる。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 高齢になり運転が困難になった人は、近隣に居住する親族等が買い物・通院などをサポートしている。
- 地元に住んでいる親などの親族が高齢化した場合に、その人の生活をサポートするため、頻繁に地域を往来している地元出身者の例が多く、これら他出子地域活動に引き込み、草刈りや祭りの担い手となってもらっている地域もあった。
- 親が高齢のため、以前は週1回様子を見に来ていたが、今では週2回程度往来し、生活を支援している。
- 近隣の数世帯～30世帯程度で構成される常会・区・班などの集落単位があり、そこでは日常的な交流・見守り、葬式等の手伝いなどの支え合いを行う濃密な人間関係が形成され、現在でもその関係性が強く残る地域が多い。
- 自治振興会によるいきいき体操やサロン（高齢者が集まってお茶等をする交流会）などの機会を見守りに使っている。こうしたイベントに参加できない人は別途見回り等も行っている。

(5) 住民自治組織の体制変化や生活機能の自主的な提供の困難化

地区・集落の住民自治組織では、活動の担い手の確保に苦慮しており、役員の年齢層が高く、次世代の役員の確保が難しいとする組織も増えている。特に、定年延長等により、仕事を続ける人が多くなったことが大きな要因となっている。

こうした状況下では、住民自治組織による店舗運営や交通サービスなど、生活機能の提供を自主運営する組織は限定的となっている。

また、地域内での担い手が確保できない状況下にあっても、出身者への協力要請や移住者の受入れ等による新たな担い手の確保に対する意識には差がある。こうした外部人材を積極的に受け入れている地区・集落では活動の担い手確保が進んでいる一方で、外部人材の受入れに否定的な考え方の地域では、将来的な地域の担い手確保に対し不安を感じている事例がみられた。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 現在の役員の高齢化によるリタイア、定年延長等により70歳前後まで働く人が増えたこと等により、住民自治組織*の役員や活動の担い手確保が困難になっている。
- 10年先くらいは大丈夫だが、20～30年先は地域の担い手がどうなっているか見通せない状況になっている。

(6) コロナ禍の影響による集落生活の変容

コロナ禍により、自治会の活動の多くが中止となり、葬式等も家族葬となるなど、コロナ禍前には地域単位で協力して取り組まれていたことが実施されなくなった。

その結果、住民の一部に「自治会活動がなくても生活できる」との思いも芽生え、地域自治への参加意欲を減退させるなどの悪影響が生じている。

また、地域サロン活動などの停止は、高齢者の引きこもり等を生じさせ、健康維持、認知症予防等の活動に悪影響を及ぼしている。

加えて、外部との交流も停止したことで、交流事業や活性化事業の停滞、地域外に居住する親族、知人等関係人口*による地域維持活動の支援の減少なども生じており、地域活性化・地域環境管理などの活動に支障が生じた。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 小学校区単位等で組織されていた住民自治組織がコロナ禍による活動の休止等の影響により、集落単位など小さな単位に分割される動きがみられた。
- 家族葬が増え、地域特有の同行（葬式の実施・地域で集まったの講話等を行う檀家による活動）の解散等が増えている。

第3節 地区・集落調査〔令和5（2023）年度〕の結果概要

ここでは、令和2（2020）～3（2021）年度の集落調査から得られた検討課題を検証するため実施した令和5（2023）年度の協力2町におけるヒアリング調査結果の概要を改めて掲載する。

協力2町の90住民自治組織^{*}へのヒアリング調査で把握した項目別の主な意見は以下の通り。

1. 人口・世帯

	現状	将来
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区・集落の人口は、10人以下から400人まであり、平均は約120人。 ・地区・集落の世帯数は5世帯以下から約240世帯まであり、平均は約60世帯。 ・地区の下に設定される班は2～15班で構成されており、地域によって差がある。 ・なお、一部地域では集落単位で住民自治組織が構成されている。また、近年、複数集落で構成されている住民自治組織の一部が解散し、集落（町内会等）に再編されたことにより、小規模な地域単位が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和22（2040）年の地区・集落の人口は、無住化が懸念される地区から約180人程度まで見込まれ、平均は約50人。 ・令和22（2040）年の地区・集落の世帯数は、無住化が懸念される地区から約130世帯までが見込まれ、平均は約30世帯。
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区・集落の人口は50人以下から約1,020人まであり、平均は約280人。 ・地区・集落の世帯数は約30世帯から約410世帯まであり、平均は約100世帯。 ・地区の下に設定される班は2～14班で構成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和22（2040）年の地区・集落の人口は、10人以下から約680人程度までが見込まれ、平均は約120人。 ・令和22（2040）年の地区・集落の世帯数は、5世帯以下から約390世帯までが見込まれ、平均は約70世帯程度。

2. 生活機能

(1) 移動手段

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地区・集落の住民の移動は自家用車に依存している。 ○自動車での移動は地区・集落での生活に欠かせないため、90歳代でも心身が健康であれば運転を続ける人も多い。 ○一方で、家族等からの勧めで70歳代後半から運転免許証の返納を行う人もいる。 ○高齢独居世帯等の車の運転ができる人がいない世帯は、現時点ではあまり多くないものの、各班に1～4世帯程度存在する。 ○車の運転ができない人は、別居親族等のサポートやタクシー（町による助成あり）等を利用して移動している。 ○近隣住民との乗合をする人もいるが、事故発生リスク等を考慮し、以前とくらべて少なくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化、運転免許証の更新の難易度の高まり等から将来的に運転できなくなることへの不安が強い。 ○路線バス等の利用状況をみると、近い将来、路線廃止となるのではないかという懸念がある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者は運転する先を限定する、運転しやすい道路を選ぶ等の工夫をしながら車の運転をしている場合がみられた。 ○路線バスの沿線ではバスを利用する人もいる。 ○路線バスを利用する主体は高校生等である。 ○隣接する市町に買い物や通院で行く場合、タクシー助成の対象範囲が町内に限られているため負担感が大きいとの意見があった。 ○安芸太田町・上田吹自治会・下田吹自治会は、合同で高齢者の移送支援事業を行っていたが、運転手の高齢化等もあり、2年前にとりやめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動手段の将来について、次のように様々な意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・地区・集落でライドシェア*等のサービス提供を可能にし、住民間の助け合いができればいいのではないか。 ・タクシーは利用者は増えるが、ドライバー不足もあり維持が困難になるのではないか。また、依頼してもタクシーが来るまでに時間がかかるようになるのではないか。 ・スクールバスやデイサービスの車等が地域内を走っているので、有効活用できる方法を考えるべきだ。 ・自動運転の普及に期待している。

(2) 買物等

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸太田町では町内や広島市、神石高原町では福山市、庄原市、府中市、世羅町、高梁市等のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター等が集積する周辺市町を利用する傾向がみられた。 ○自家用車により、移動時間が片道20～50分程度まで生活圏が広がっており、品揃えや価格・利便性から足元の地域（旧町村）の小売店等の利用が低下し、後継者不足もあり、廃業する施設が増え、身近な店舗が消失する場合がみられる。 ○運転のできない高齢者等は別居親族等による買い物の代行や一緒に買い物に出かけるなどのサポートが行われている。 ○買い物では生協の利用も多くなっている。 ○多くの地域に移動販売車が訪問しているが、地域内の利用者は限定的である。 ○各地域で配食サービスを利用する人も一部みられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な店舗が無くなれば、非常に困る。町域を越えた都市部等の店舗を利用せざるを得なくなると、高齢者にとっては移動距離が延び負担が増加する。 ○インターネット通販を利用する機会がさらに増える。 ○身近な店舗がなくなったときは、生協や移動販売の利用で対応することになる。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸太田町・安野自治振興会の地区内では、小売店の撤退・廃業後、地区内ガソリンスタンドが食料品・日用品等の販売を始め、地域での買い物先を確保している。 ○安芸太田町・津浪振興会では、地場産品の販売と飲食店を併設する施設を運営している。 ○神石高原町・神石地区協働支援センターは、生協と自治振興会をつなぎ、集会所での生協商品受け渡しサービスを開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸太田町では、戸河内地区にあるスーパーが令和6（2024）年1月に閉店することが明らかとなり、食料品の買い物先の見直し、残存する店舗までの移動手段やその店舗の継続性への不安等の議論が生じている。 ○行政等によりスーパー等の誘致・経営支援等を行ってほしいとの声があった。 ○生協の配達区域外等になった場合は大変になるため、行政と連携した対応の必要が指摘された。

(3) 医療

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○町立病院、診療所、町内民間医院等を利用する人が多い。 ○専門診療科について、周辺の都市部の医療施設を利用する人が多い。 ○入院・手術等が必要な場合は町立病院等で紹介状をもらい、周辺都市部の病院等を利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人が利用している医療施設が全てなくなることは想定していない人が多い。 ○町内の一部の民間医院は医師が高齢で、跡継ぎがおらず存続に不安がある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○地区によってはドクターヘリが着陸できる場所を確保している。 ○町立病院は医師の交代が多いことや待ち時間が長いことに不満を持つ人がいる。 ○公共交通を利用して通院する人では、診療に係る時間によってはタクシーを利用せざるを得なくなる人等もあり、利用しにくいとの意見もあった。 ○町外の民間医療施設では、送迎バスを運行しており、それを利用している人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的にはオンライン診療も始まると思うが、サロン等で集会所に来てもらい、そこでオンラインで診療を受ける方法もあるのではないかとの意見があった。

(4) ガソリンスタンド

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ガソリンスタンドは、町内に複数箇所あり、そこを利用する人、値段が安い町外の施設を利用する人など様々である。 ○身近なガソリンスタンドが無くなると困るのでできる限り町内の施設を利用して支えるという考えの人も多い。 ○暖房等の灯油は、配達してもらっている世帯も多くある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガソリンスタンドも経営者の高齢化で維持できなくなるところも出てくる可能性がある。 ○身近なガソリンスタンドがなくなると、灯油の購入はホームセンターに切り替えることも考えられる。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○神石高原町では令和5（2023）年8月より、町内ガソリンスタンドで給油した人に対し、2000円毎に500円の地域通貨[*]を補助する事業を行ったため、町内ガソリンスタンドを利用する人が多くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車の購入等を援助してもらえればガソリンスタンドがなくなっても対応できそうだとの声があった。

(5) 金融機関

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○J A、郵便局等の利用が多い。 ○地銀、J Aでは窓口が閉鎖されるなど変化が生じており、窓口を利用する人にとっては不便になっている。 ○ただし、A T Mが利用できる状況のため、入金や引出しであれば困っていないという声が多く聞かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便局が無くなると不便になる。 ○金融機関がなくなっても、コンビニでお金は引き出せるので、大きな問題にはならないとの声もあった。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者でも電子マネーやネットバンキングを利用する人もいる。 ○自営業者にとっては地銀の窓口がないのは非常に困る。都市部等の窓口のある地銀まで行くことになる。 ○以前はJ Aの外務員が組合員宅を回って手続等を行ってくれていたがそれもなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地銀の窓口が無くなった場合はJ Aや郵便局に口座を移すとの意見もあった。 ○スーパーや病院等に設置されているA T Mが無くなる場合、不便となる住民が増加する。 ○地域内の各種施設において、キャッシュレス決済[*]の導入を検討する必要性が増加する。

3. 地域活動

班（集落）活動		
	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○班では、広報誌等の配布物の回覧、道路の草刈り、美化活動等を行っている。 ○高齢化が進み、役員や各種活動ができる人が少なくなり、班活動に対する負担感が高まっている。 ○高齢独居世帯等の配慮が必要な世帯の見守りは、班や隣近所で近所付き合いとして行われている場合が多く、つながりが強い。 ○班や小組で葬式組が構成されているところが多いが、コロナ禍により家族葬等に移行し、活動が低下している。 ○お宮の管理等を行っている場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の草刈りも高齢者の増加や施設入居者が増えてくると、住民だけでは対応できなくなる可能性がある。 ○世帯数の減少により、お宮の維持・管理、修繕等を行うことが困難になりつつある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○班の高齢化が進み、集落内の草刈りができなくなっているところもある。 ○安芸太田町では、檀家の地域組織である「同行」の活動が低下し、廃止される事例もみられた。 ○安芸太田町・安野自治振興会では班が空き家所有者から管理を請け負う仕組みを開始している。 ○10世帯未満の小規模集落の自治会は集落機能がほぼなくなり、行政の配布物の回覧等にとどまっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町道の草刈りや除雪は行政が責任をもって実施してほしいとの意見があった。 ○世帯数の減少から班の合併等による体制変更の検討が必要になっている事例もある。しかし、地理的な条件や歴史的な経緯等もあり、簡単には合併は進まないと考えられている。

住民自治組織*の活動		
	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○祭り、とんど、スポーツ大会、敬老会、高齢者サロン*、100歳体操、地域活性化事業、地区清掃活動、集会施設の管理等を実施している地区が多い。 ○担い手不足が顕在化しており、各種活動を行っていくことへの負担感が増大している。 ○老人会、女性会、子ども会等の組織活動が無くなっている場合がみられた。 ○若い世代は仕事等で地域活動に参加する人が少ない。 ○地域活動に参加している若い世代は青年会や消防団等の住民自治組織以外での役割もあり多忙となっている。 ○高齢者の見守りは、民生委員*の訪問が中心で、社会福祉協議会*、高齢者サロン、配送等を行う民間事業者等もその役割を担っている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口が減少すれば、多くの活動の継続が難しくなる。 ○コロナ禍で休止していた活動を再開し始めているが、一旦止めていたものを再開するには多くの労力が必要となる。 ○次世代の役員確保の見通しが立っていない地区もみられる。 ○色々な補助等で行政に申請を求められるが、手続が大変であり、改善を望む意見があった。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○神楽等の伝統文化を地区内で継承している事例もみられるが、担い手不足・後継者不足の課題がある。 ○お祭りや敬老会等の行事を旧町村単位で実施している場合もある。 ○自主防災組織と連携した取組を行っている事例もみられる。 ○自治振興会で産直機能と飲食機能を併設した交流施設を運営している場合や、宿泊交流施設を運営している地区もみられた。 ○子供が少なくなり、隣接する住民自治組織と合同で子ども会を運営している地区もみられた。 ○地区内施設の調理場等を利用し、月数回地域食堂*や配食サービスを行っている地区もある。 ○別居親族が地域活動に参加する事例もみられる。 ○民生委員を選出できない地区が出てきている。 ○安芸太田町の一部地区では、複数集落で構成される住民自治組織の活動が低迷したことにより、解散し、集落ごとの自治会に分かれて活動している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織の合併等を検討する必要性が生じる可能性もある。 ○人口減が進んでおり、活動の取捨選択、利用道路等の維持管理するインフラ*の絞り込みの必要性を感じている地区もある。 ○今後、空き家の増加に対する対応が大きな課題になると見込まれる。 ○都市農村交流の活動は、継続が難しくなることも想定されるため、都市住民の参画を促進させる工夫が必要となる。 ○地区として新しいアイデアを出し、新しい活動をしていかなければ、現状維持も難しくなると見込まれる。

4. 担い手の確保

(1) 次世代の確保

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織*のほか、各種地域団体の役員を兼務している人が多い。 ○役員になると負担が多く、就任を敬遠されがちである。1つの役職につくと関連のあて職での役割も増える。 ○地域活動の次世代を担う20～50歳代はいるが、仕事や別の組織役員等があり、世代交代が難しいと考える現役役員が多い。 ○親世代が地域活動に参加していると、その世帯の子ども世代は参加しない場合が多い。 ○未婚者が少しずつ増えて来ている傾向がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員交代が難しくなっている地域も多く、限られた人で役員を担っている状況がさらに増えることが予想される。 ○5年後に地域を支える側の人がいなくなり支えられる側の人しかいなくなるのではと不安になるとの声が聞かれた。 ○若い人がおらず、子供も少なくなってきたおり、就職等で転出するとUターン*しないため、地区の担い手確保はさらに困難になる。 ○役員交代に向けては、就任に向けて本人や関係者と事前に調整をしておく必要がある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加を頼める20～50歳代がいない地域もある。 ○一部の地区では振興会青年部が組織されている。 ○地区によっては立地環境や受入体制の有無、仕事等の確保、住宅確保の容易さなどの要因により、Uターン者が増えており、次世代が確保できつつある。 ○出身者（Uターン予定者）が役員に就任している場合もある。 ○公営住宅等の住民は地域活動に参画しない場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代交代を進めるためには、これまでの活動を見直し、取捨選択を検討する必要がある。 ○若い世代が複数人いる地区では、後継者を確保できているところもある。 ○若い世代が参画している地区では、自分たちなりの可能な地域活動へとしていきたいと考えている。 ○役員が高齢化すると活動が固定化されたり活動頻度が減るなど、地域活動の量・質の低下が懸念されるため、次世代に早く引き継ぎたいと考える地区も見られた。

(2) 移住者の受入れ

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○地域差はあるものの、各地区・集落に移住者が入ってきている場合が多い。 ○移住者は、地域活動に参加する人と参加しない人に分かれるが、地区・集落においては、地域活動に参加してくれる人の受入れを望む場合が多い。 ○一部の移住者と既存住民との間にトラブルが発生すると、地区・集落の次の移住者受入れに対する意識が低下する。 ○移住者は空き家バンク等を利用する人が多いが、地区・集落では空き家バンク登録物件が少なく、利用可能な物件の確保が難しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○これからは移住者や関係人口[*]、外国人など様々な外部人材の受入れが大切になると見込まれる。 ○若い世代が役員になれば、移住者の受入れにも柔軟な思考で対応できるようになる可能性があるとの声がある。 ○地域おこし協力隊[*]等を受入れ、定住につなげていきたいとの意見があった。 ○移住者を増やしていくには、景観等の地域の魅力を高めていく必要がある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹地区・集落には、企業・団体の寮やシェアハウスがあり、若い世代が住んでいる場合もみられる。 ○外国人（技能実習生等も含む。）の移住者も一部にみられる。 ○移住者の活動を支援するが、過干渉にならないように付き合っている地区では、新たな移住者やUターン[*]が増えたことで好循環が生まれている。 ○地区住民個人が農業に関心のある人の移住を勧誘する取組を行っている事例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の移住を好意的に受け入れたいという地区もあり、受入れが拡大する可能性はある。 ○移住者の受入れには働く場の確保も重要である。マンション管理組合のような地域活動の支援が仕事になるような仕組みがあってもいいのではないかという意見があった。

(3) 出身者との繋がり

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区ともに定年後のUターン等が数件みられるが、多くはない。 ○高齢独居世帯等では子供が帰省し、生活を支援している場合がみられる。 ○出身者が地区・集落の草刈りや祭り等の担い手として参加している事例もあり、一部では地区・集落の役員が声がけして集めている場合もみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の暮らしやすさを維持していかなければUターンしてもらえない。 ○地区の祭り等は出身者が帰省するきっかけになるため、継続していきたい。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代のUターンは、収入の確保等の問題もあり、強く勧めにくい。 ○若い世代がUターンしている世帯がある地区では、それが将来の安心感につながっている。 ○神石高原町・上豊松自治振興会の小規模化した集落では、関係者・出身者を会員とする支援組織を設立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出身者への地区・集落情報を発信することで、将来のUターンにつなげたい。 ○出身者であれば、地区・集落が困っているなら協力しようかという人が出てくる可能性がある。

(4) 関係人口※の受入れ

	現状	将来
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○地縁・血縁のない関係人口を地域活動に取り込んでいる事例は少ない。 ○関係人口に可能性を感じるが、そのきっかけを創る人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の際に、地域外の人に声掛けし、地域活動に馴染んでもらうことで、将来の移住にも繋がる可能性もある。 ○今後は、関係人口に地域活動を支援してもらう必要が出てくる。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○一部地区・集落では、そこに住むことはできないが、実家の管理、田畑の耕作、集落活動等への参加、地域住民との交流、趣味等の活動などで頻繁に往来している人がいる。 ○安芸太田町・井仁自治会では、棚田の農業体験等で交流を行っている。 ○安芸太田町・安野自治振興会では、移住者が交流イベントを実施し、新たな来訪者が増えている。 ○神石高原町・小野自治振興会では、移住者等が中心となり都市住民等との交流イベントを実施している。 ○神石高原町・ながの村自治振興会では、ロッククライマーの宿泊施設を運営しており、地域の草刈りにロッククライマーが参加する場合もあった（コロナ禍で休止中）。 	

5. 将来展望

(1) 地区・集落全般に関わる将来展望

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化し、人口減少が進むことは避けられず、集落機能の消失、無住化等の恐れがある。 ○30年後を展望すると、地区単位でも地域が維持できなくなる可能性がある。 ○地区・集落を維持するためには、移住等も含めた担い手の確保が重要である。 ○次世代が暮らし続けるためには就労の場の確保が必要である。 ○住宅確保に向けた空き家対策等が必要である。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県や市町など行政は、中山間地域の価値や意義をどのように定義付けするのか、中山間地域をどのように思っているかという言葉（文章）が欲しい。 ○里山*の自然を残したいが、里の人が手入れをしない限り維持できないため、維持できるくらいの住民がいなければならない。 ○高齢化により、個人が対応できることが少なくなっている。行政が個人に代わって対応していくしかなくなるのではないか。 ○人が住める場所と住めない場所を区分し、管理する範囲を決める必要があるのではないか。 ○就労の場の確保は困難なので、都市部等へ通勤しやすい環境を整備すべきである。 ○地区・集落の住民に外国人が増えている可能性もあり、国際交流や多文化共生に対応できるようにする必要がある。 ○さらに人口が減少し、住民が点在する状態になるよりは、利便性の高いところに集住する可能性も検討すべきである。 ○地区・集落の拠点施設周辺に集住するような仕組みを考える必要が出てくるかもしれない。 ○高齢者施設に入所する前段階の人が、地区・集落で集住できるシェアハウス等があればよい。 ○移住者に対する支援施策はあるが、継続的に地区・集落に居住し、地域を支えてきた既存住民に支援がないのはおかしい。

(2) 各種生活機能の将来展望及び要望

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○70～80歳になり運転ができなくなったときの買い物・通院手段に不安がある。 ○道路環境の維持が重要である。 ○行政による支援における手続の簡素化等が必要である。 ○身近なスーパーや医療施設が無くなると生活するのに困り、さらに人口減少が進むのではないか。 ○自動車での移動をする上ではガソリンスタンドの存続も重要である。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○生活サービスを利用するためには移動が重要であり、自動運転技術の発展に期待する。 ○道路や上下水道等のインフラ*維持管理ができなくなったら住めなくなる。 ○利用するインフラと利用しないインフラを仕分けする必要があるのではないか。 ○民間事業者が生活機能の維持にもっと積極的にかかわってほしい。 ○町の拠点施設等の運営は、3セク*等ではなく、民間事業者に任せる等の方法も検討すべきである。

(3) 住民自治組織^{*}の将来展望及び要望

共通事項	<ul style="list-style-type: none">○地区・集落で将来について議論ができていないのが実情である。○人口減、担い手不足等が進めば、住民自治組織の活動もできる範囲に見直し、続けていくしかない。○将来的には住民自治組織間の合併も検討する必要があるが、地理的条件や地区・集落の歴史・文化等の面から困難な場合が多い。○合併等で地区・集落の範囲が拡大すると、役員等の負担が拡大する可能性がある。
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none">○地域活性化には、アイデアとリーダーが必要である。○地区・集落での草刈り等が仕事となり、若い世代が定住できる環境ができればいい。○地域活動をやめてもいいのではないかと子ども世代から言われることがある。○行政には、一時的な補助金等よりも継続的なサポートを行ってほしい。○行政による活動支援では、柔軟に活用できる制度、手続等を簡素化した制度等を検討してほしい。

第3章 取組項目の詳細検討

本編第2章第2節における取組方針に基づく取組項目について、同第3節で示した整理手順に従い、各取組項目の具体的取組内容（案）を整理した。詳細は次ページ以降のとおり。

なお、この具体的取組内容に関しては、市町、広島県、国の行政分野と住民自治組織[※]や地域運営組織[※]など、住民が主体となった組織が連携し、相互に活用可能なリソース[※]を持ち寄り、推進していくことを想定する。

1 住民生活（居住環境）

取組方針（1）生活サービスの機能継続（その1）

目的

- 1：生活サービス施設へのアクセスの確保と移動負担の抑制
- 2：民間企業・住民自治組織^{*}と協働による身近な生活サービスの提供

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①移動の確保	<p>ア 道路インフラ[*]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治組織により生活道（町道）の管理が行われている（主に草刈り）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落の小規模化、高齢化による担い手不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の住民自治組織による支援 ○住民自治組織の広域化による担い手の確保 ○公助[*]による対応 ○新たな道路管理支援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○地理的条件等により周辺の住民自治組織の支援や統合等による広域化に適さない地域の存在 ○経費が増加する懸念 ○担い手の確保、運営組織の形成が必要 	—
イ 公共交通など	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段は、自動車が大半であり、運転ができない人向けには、隣近所での乗り合わせ、他出子等による定期サポーター事例がある。 ・また、公助による定額タクシー（利用補助）、デマンド交通[*]や介護（福祉）タクシーが利用されている。 ・一部でボランティアでの送迎サービスを実施していた住民自治組織があったが、近年廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所、他出子等によるサポーターの限界 ○公助は、運転免許返納者等がさらに増加すると町財政の負担増となる懸念。結果、個人負担額の増につながる可能性 ○民間事業者では、経営収支だけでなく、運転手不足等による影響拡大の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間主体（福祉事業者等の事業多角化も含む。）又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保を構築（年度内策定予定の「広島県地域公共交通ビジョン」において、「輸送資源の総動員」との整合を図る必要がある。） ○住民主体による「交通空白地有償運送事業[*]」の実施 ○近隣住民による「ライドシェアリング[*]」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要 ○住民主体による法人設立が必要 ○関連する規制の緩和が必要 	(8) ②

1 住民生活（居住環境）

取組方針（1）生活サービスの機能継続（その2）

目的

- 1：生活サービス施設へのアクセスの確保と移動負担の抑制
- 2：民間企業・住民自治組織※と協働による身近な生活サービスの提供

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
<p>②生活圏における各種生活機能の確保（GS、スーパー、商店、金融機関）〔事業継承支援〕 〔新規事業参入支援〕等</p>	<p>○身近な個人商店の後継者不足、GS・スーパー、金融機関(生活サービス提供施設)の相次ぐ閉鎖、また、行政区域を超えた地域のサービス機能を利用している実態がある。 ○サービス提供施設への移動距離には一定の限界点(片道30分)がある。</p>	<p>○現在利用できている町内外のサービス提供施設の閉鎖が懸念される。</p>	<p>○民間の力も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">例えは、商店+GSを加え、見守り、店頭販売と灯油配達、さらに、貨客混載による移動サービスといった複合サービス、再生可能エネルギー※の域内自給システムの構築等の考案、移動手段への新たな技術の導入</p>	<p>○地域内外の民間事業者の参入意向の把握、自治体内既存事業者との調整等が必要 ○新たな技術の導入に向けた普及支援や規制緩和、関連インフラ※整備の検討が必要</p>	<p>(8) ① (12) ①</p>
<p>○他業種による兼業の可能性の検討が必要 ○住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要</p>					
<p>○簡易郵便局の受託者の確保 ○住民主体による商店、GSの運営等を誘導</p>					

1 住民生活（居住環境）

取組方針（2）移動・訪問・遠隔サービスの拡充（その1）

目的

- 1：移動・訪問・遠隔サービスの提供の拡大
- 2：民間企業等との連携によるICT※や先端技術等の実装によるサービス提供の効率化

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①移動販売、食 材配達等 サービスの 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○生協（全県カバール）、移動販売が利用されている地域が多い。 ○地域運営組織※が生協と協定を結び、最寄りの集会所にまとめて配達している事例や、買い物代行の事例が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○配達要員の人材不足（要ヒアリング） ○採算性からみた事業の継続性 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動販売事業者等の事業継続の可能性を踏まえた上で、民間事業者（福祉事業者等を含む。）又は地域住民によるリソース※を持ち寄ったビジネスモデルを設計 ○ドローン※を活用した配達サービスの実装を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民によるリソースの捻出には、住民自治組織※を跨ぐ広範囲での検討が必要 ○最寄りの集会所など、拠点への配達にあつては、配達後の各戸までの交通手段の確保が必要 ○運輸事業者との連携や配達ルート等の調整が必要 	-
②金融サービス 機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関の店舗が閉鎖され、高齢者はATM操作に不慣れで現金引き出しに困っている人も見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ATM自体も撤去される懸念があり、現金保持が困難になり得ること。 ○現金の引き出しができなくなる人が出てくる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関に対し、訪問サービス等の検討を要請 ○インターネットバンキング等の利用教室等により普及を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問による手数料等の負担が必要 ○スマホ教室等と連携し効果的な普及策が必要 	-

1 住民生活（居住環境）

取組方針（2）移動・訪問・遠隔サービスの拡充（その2）

目的

- 1：移動・訪問・遠隔サービスの提供の拡大
- 2：民間企業等との連携によるICT^{*}や先端技術等の実装によるサービス提供の効率化

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
③訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保	○訪問介護の利用者が一定数いる。	○介護職員の人材不足 ○利用者が分散しており、効率的な運営が難しい。 ○訪問診療に対応する医師の不足	○介護保険事業者に対する訪問型サービス運営支援の拡充 ○コミュニティナース [*] の配置 ○訪問診療に対応する医師の確保	○市町村における需要量に対応した人材確保と継続的な支援が可能かを考察することが必要 ○コミュニティナースの知見を持った人材の確保策が必要 ○広域的な医師確保施策と連携した検討が必要	—
④ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実に	○未病 [*] 対策の一環として、バイタルデータを計測するウェアラブル [*] 端末の活用が図られている事例がある。 ○世帯単位で、民間サービスによる緊急通報システムを活用する事例がある。 ○経過観察や継続的に服用が必要な薬の処方等であれば医療機関により家庭等でも遠隔医療により環境を望むで受診できる環境を望む意見がある。	○情報端末の操作を前提とする遠隔サービスの場合には、デジタルデバイス [*] の解消が不可欠である。 ○民間サービスの活用においては自身による通報が行えなくなる状況を考慮する必要がある。 ○遠隔医療に必要なデバイス等を個人で準備し利用することが困難である。	○自身による操作を必要としない安否確認手法などの構築 ○モバイル通信環境を活用した安否確認方法の構築 ○遠隔医療に対応した移動型機器・設備の確保	○個々の市町任せでなく、県全体に共通するサービス項目を市町の意見を聞いて整理する必要 ○スマホ教室などを通じた住民のデジタル機器の活用を容易とする支援が必要 ○携帯電話不感地域など通信環境が整わない地域への対応が必要 ○遠隔医療・遠隔服薬指導に必要な機器・設備を装備した車両等を準備し、巡回できる仕組みが必要 ○処方薬の配達手段等の確保が必要	—

1 住民生活（居住環境）

取組方針（3）暮らしを維持する分岐点の整理（その1）

目的

1：将来的に訪れる自助※の限界ポイントへの対応方策の構築

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①心身の健康状態の把握	○民生委員※による把握が行われていること。 なお、民生委員の管轄エリアは必ずしも住民自治組織※の範囲と一致しない場合がある。	○民生委員の担い手不足	○市町の関係部署間での情報共有 ○行政・住民自治組織など間における情報共有の仕組みづくり	○共有目的の明確化と個人情報保護の観点からの整理が必要 —	—
②自動車の運転が可能かどうかの状況把握	○健康状態や親族等のサポートの有無により、必要性があれば90歳代でも運転している。	○本人の申し出や近隣住民等からの伝達でしか把握できない。	○住民自治組織を通じた運転ができなくなった者の定期的な把握	○移動サポートにつなぐためといった、把握の目的の明確化が必要 ○自動車の免許更新、返納等の情報共有の可能性を検討	—
③別居親族等による生活サポートの有無の確認	○本人からの申し出若しくは別居親族等からの申告等によらざるを得ない状況にある。	○別居親族が生活サポートを行えなくなったことを確認する方法がない。	○別居親族等から市町への情報連絡体制の構築	○直接とするか住民自治組織又は民生委員を介するか要整理	—

1 住民生活（居住環境）

取組方針（3）暮らしを維持する分岐点の整理（その2）

目的

1：将来的に訪れる自助※の限界ポイントへの対応方策の構築

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
④近隣（集落）での生活サポート（見守り等）を通じた個人の状態把握	○回覧板の手渡し、集落行事への参加状況などによって把握されている。また民生委員※、集落支援員※が見守りの役を果たしている。	○近隣住家が遠くなるに連れ、回覧板の受け渡しも困難となり、見守りが行き届かなくなる懸念	○住民自治組織※若しくはこれに代わるリソース※を通じた個人の置かれた状態の定期的な確認情報の集約 ○LINEなどを活用した安否確認の仕組みづくり	○民生委員や集落支援員等との連携方策の整理が必要	—
⑤見守りを要する者の情報管理	○地域運営組織※と住民自治組織が連携した取組の中に、別居親族、住民自治組織、民生委員との情報共有を進める活動が見られる。 ○社会福祉協議会※で見守り対象者名簿を作成している事例もある。	○住民の異変の兆候の見逃し	○重層的なセーフティネット※構築として、地域支え合いネットワークの構築等（令和6年度策定予定の第2期広島県地域福祉支援計画と整合を図る必要がある。） ○ICT※を活用した効率的な情報管理手法の構築	○行政と地域運営組織の連携が必要だが、地域運営組織がその機能を担えるか否かは、地域の状況によるところが大きい。 ○個人情報管理主体及び関連データの共有化のルール化が必要	—

1 住民生活（居住環境）

取組方針（4）セーフティネット[※]の構築（その1）

目的

- 1：自助[※]が低下する中でその地区・集落で暮らし続けられる仕組みの構築
- 2：親族等によるサポートが無くなっても、地域で暮らせる環境の整備

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①地域における見守り体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣世帯間での密接な関係があり見守りが機能している。 ○住民自治組織[※]による活動への参加状況確認が見守りの役割を果たしている。 ○町や社会福祉協議会[※]からの配布物は必ず手渡しすることにより見守りを兼ねているケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落人口の減少・高齢化により日常的な近所付き合いの減少 ○住民自治組織の活動の停滞、取りやめ ○役員の志によるところが大さく属人的な偏りと持続性の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織等又はこれに代わる主体による定期的な安否確認方法の事例収集と地域における共有 ○本人同意に基づき、民生委員[※]と住民自治組織間における、見守り対象者の情報共有 ○体調の異変などに気付いた場合などにおける、連絡網の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○スケールメリット[※]のある情報収集が必要など ○個人情報保護の観点からの整理が必要 ○一定の組織力と定期的な訓練等が必要 	—
②見守り主体間の情報共有の強化（柔軟化）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域運営組織[※]と民生委員の連携事例がある。 ○別居親族が日々交代で見守っている事例は、自力での生活が困難で、異変が懸念される状態にあると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りが途切れた場合の、住民の異変の兆候の見逃し 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル技術を活用した、平時の安否確認と異変を察知するためのシステム構築 ○個人情報保護を図りつつ、多様な主体の持つ様々な情報の共有化と活用の可能性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○システムを運用するための体制作り、システム構築に係るイニシャルコスト[※]とランニングコスト[※]の負担の在り方の整理が必要 ○適切な個人情報に関する法の確立が必要 	—

1 住民生活（居住環境）

取組方針（4）セーフティネット※の構築（その2）

目的

- 1：自助※が低下する中でその地区・集落で暮らし続けられる仕組みの構築
- 2：親族等によるサポートが無くなっても、地域で暮らせる環境の整備

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
③居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○老人ホームの入所待ちの方々がいることが随所で聞かれたこと。 ○行政区域を超えた入所調整が行われる場合もあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の受入可能数及び施設人材の不足等による寄る辺のない高齢者の増加 ○令和2（2020）年から22（2040）年にかけて85歳以上人口が全県で約89千人増加することが見込まれており、行政区域を超えた入所調整の困難度が高まると見込まれること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の住民が自力で生活できなくなつた場合の頼ることのできる親族等有无を確認 ○頼ることのできる親族等がない高齢者が、居住地域の近隣で入所できるかシミュレーションし、不足する場合の対応策を検討（県のひろしま高齢者プランとの整合を図る必要がある。） ○住民が集住できる施設整備の検討 	—	—

2 住民自治機能

取組方針 (5) 住民自治機能を維持する分岐点の整理

目的

- 1：市町から住民自治組織※に委ねた機能が担える規模の検証
- 2：地域の次世代を担う人材確保に向けた仕組みづくり

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○人口規模が小さくなるに連れ、役員が固定されている傾向が見られること。 ○住民自治組織の活力は、そのリーダーの属人的な特性により、左右される傾向にあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○志の高いリーダーが不在となると活動の停滞につながりかねない懸念があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○機能する目安は取組方針(11)①において検討 ○地域づくり人材の発掘・育成 ○地域おこし協力隊※制度、又は集落支援員※制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> — ○既存の県の人材育成事業とのすり合わせ — 	(11) ①
②次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○総じて若者世代は住民自治組織の活動に関わる人は少なく、地域活動をして受ける人も、他の組織の役員を兼ねるなど、地域活動に参画する余裕がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代への、バトンタッチが困難となり、住民自治組織の活動が停止する懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治活動の負担軽減を講じつつ、次世代の活動参画を促していくための機会創出 ○住民自治組織と若者世代との交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> — ○役員世代と若手世代との橋渡し機能が必要 	—
③他出子や関係人口※との連携意向を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○他出子が帰省しての草刈り参加などの実例が見受けられること。 ○一部には外部から人を受け入れることで好循環を生み出している集落がある一方で、受入れには温度差があり、例えば、お試し住宅整備の必要性などを疑問視する住民もいること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○移住者が地域に溶け込もうとしない場合もあり、移住者への過度の期待は、定着につながらない懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○他出した出身者とのつながりを維持する仕組みづくり ○県の人材育成事業の拡充 ○二地域居住の促進 ○移住者受入に対する地域の合意形成づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○出身者のリスト化、情報発信機能が必要 ○出身者を地域活動に巻き込む仕掛けが必要 — ○居住地の確保が必要 ○移住者(外部人材)の受入れを推進するための意識醸成が必要 	(12) ②
④移住者の受入傾向の把握					(12) ②

2 住民自治機能

取組方針 (6) 住民自治機能の再構築

目的

- 1 : 住民自治組織^{*}の継続を可能とする機能見直し等の対応
- 2 : 住民自治組織の継続が困難になった時の対応

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①住民自治(集落)機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の負担感が高まっている、持続可能性を不安視する声が大々しい。 ○人口規模が相対的に大きな住民自治組織では、住民の活動に対する関心が低い。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織自身による活動内容の選択と集中 	-	-
②住民自治をサポートする支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○旧町村単位で設立された地域運営組織[*]それぞれが5か年計画を定め、地域課題への取組を行っている。 ○当該組織の役員には主として役場職員OBが就任しており、行政事務に精通している強みを有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の地域運営組織は、役場と住民自治組織の間に立つものではなく、住民自治そのものとは一線を画していることに留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○選択を支えるサポート機能の構築 	-	(12) ③
③地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織の合併の必要性を認識する地域もある一方で、距離的な難しさを感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の目的意識を持った上で広域化を検討する必要があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町ごとに、広域化するこことが望ましい機能の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織は、身近に感じる距離があり、多方面で住民との関わりを持てる範囲が適切だが、地区・集落の地理的条件や歴史的な経緯などから判断する必要がある。 ○自主防災の観点からの規模も考慮する必要がある。 	-
④共助 [*] から公助 [*] に転換される機能の市町村の対立体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織から役場に返上された機能は見受けられないが、草刈りや水道施設等の管理が困難になり返上を打診している地区もみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織のスリム化の中で、対応体制には一定の限界が考えられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織に代わる担い手として、地域運営組織の設立若しくは既存の地域運営組織の機能拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町・県における人的・財政的な支援方法の検討が必要 ○現場性が重視される災害時の避難呼びかけなど、公助のみへの転換がなされない(あるいはすべきではない)ものがないか、機能の仕分けに留意する必要がある。 	-

3 広域マネジメント

取組方針 (7) 地域間の連携・支援

目的

1: 住民自治組織*の垣根を超えた支援体制の構築

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①隣接地域間での支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○同一小学校区内の隣接する住民自治組織が連携し子ども会を運営する事例がある。 ○小規模な地区を隣接する地区が支援する仕組みづくりが検討された事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状がこのまま推移すると、個々の住民自治組織機能が弱体化を抑えることがますます困難になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の住民自治組織が担えなくなりつつある活動を別の住民自治組織がサポートする仕組の構築 例え、生活する上で欠かせない町道管理(草刈り)などを助力、又は代行する仕組みなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接地域間での連携に関する協議の場の創出を検討することが必要 	-
②旧町村単位での広域的な支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○前述のとおり、旧町村単位で組織された地域運営組織*は、住民自治組織と連携関係にはあるが、住民自治組織を支援する機能は有していない。 ○旧町村役場(現支所)は窓口業務に特化しており、支援機能を果たすリソース*としては十分でない。 		<ul style="list-style-type: none"> ○旧町村単位で、各住民自治組織に共通する取組課題への対応策を企画・立案し、各組織や関係団体を巻き込んだ諸調整を図り、実行を後押しするための機能を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町・県における人的・財政的な支援方法の検討が必要 	-

3 広域マネジメント

取組方針 (8) 行政区域を超えた生活圏での機能分担

目的

- 1 : 広域的な機能集積地域の生活機能維持
- 2 : 行政境や地域を越えた移動手段の確保

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援	○週1回程度であれば、生活圏は車で片道1時間以内程度と行政区域を越えて広域化しているが、高齢者には運転能力に応じた距離の限界がある。	○さらなる高齢化に伴い、行政区域を超えた広域的な移動が難しくなることも想定され、民間事業者の事業継続が困難になる恐れがある。	○民間事業の事業継続のため、配達機能を持たせするなど新たなサービスの提供を模索するための誘導策を構築 ○民間の方も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築 例えは、商店+GSをベースとし、店頭販売に加え、見守り、食材配達と灯油配達、貨客混載による移動サービスといった複合サービスの考案	— —	(1) ② (12) ①
②行政区域を超えた移動支援施策の構築	○行政区域を超えたタクシー移動は、市町事業による町内定額負担ではなくなるとともに、住民負担が大きくなる。 ○他出子等による定期サポート事例がある。	○自分で運転できず、タクシーを利用する人が増えるため、タクシー台数や運転手では対応できなくなることを考えられる。 ○他出子等も高齢になり、サポートもできなくなる。	○住民主体による商店、GSの運営等を誘導 ○行政区域を超えた移動手段の支援 ○民間主体(福祉事業者等の事業多角化も含む。)若しくは住民主体、又は両者の連携による移動手段の確保策を構築	○住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要 ○多様な補助事業等を活用した持続的運営体制の構築が必要 ○タクシー助成事業として行政が補助する場合、財政負担が大きくなる。 ○住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要	(1) ①イ

4 空間管理

取組方針 (9) インフラ*維持コストの見直し

目的

- 1：維持が必要なインフラの絞り込みと不要インフラの整理
- 2：必要なインフラを持続的に管理できる手法の確立

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①道路・上下水道等の管理体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○町道の草刈りなど、行政で対応すべき事業の一部を地域住民に委託し、対応している場合がある。 ○道路の草刈りにおいては、住民の高齢化及び人口減少により、一人一人の負担が大きくなっている。 ○上下水道の管や施設の更新が必要になってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○草刈りにおいては、地域住民による対応ができなくなり、地域によっては行政での管理に戻すこととなる。 ○老朽化に伴いインフラ施設の更新費用が掛かってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での対応ができなくなったインフラ管理(道路の草刈りや水道)については、行政による管理へ移行 ○保守、点検の必要がない部品への交換 ○管理の必要がない状態にするための手法の構築 <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">例え、道路の草刈りの必要がないように張りコネクリート施工を行うなど。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政の財政負担が大きくなる。 ○初期投資費用がかかる。 	-
②維持すべきインフラの絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ○人が住んでいる限り、インフラ(道路・水道等)の維持が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状と同等のインフラの維持ができなくなる。 ○使用されなくなったインフラがあることで、住民の安全及び景観上の課題が生じる。 ○廃止・除去するためにコストがかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた人材や財源においてもインフラの維持管理を可能とする仕組みの構築 	-	(10) ④
③低利用インフラの廃止・除却の推進(支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○人が住んでおらず普段利用がない道路でも、墓参りや所有山林の管理などがあれば年に数回利用されることがある。 ○公共インフラの維持ができなくなる可能性があり、生活の継続が不安である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理が行き届いていないインフラが増加し、住み続けることが困難な居住地が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○財政面から国等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○国等からの支援が確保できるかどうか不明 	(10) ④
④①～③の進展により現居住地域に与える影響への対応			<ul style="list-style-type: none"> ○インフラの維持、管理、廃止、除却に対する新たなルール作りの推進 	-	-

4 空間管理

取組方針 (10) 無住化後の資産管理

目的

- 1 : 無住化に備えた事前の協議手法の確立
- 2 : 荒廃地の周辺域への影響を抑制するための管理手法の確立

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施	○無住化した土地や家屋の所有者は、周辺域へ迷惑をかけてしまうなどの課題意識は持ちつつも、特に対策について検討がされていない。	○無住化した場合、地域が荒廃し、周辺域へ悪影響がでる。	○地区・集落の中で、管理が必要なエリアを想定するなど、無住化になる前に話し合いを行う仕組みの構築	○話し合いを円滑に行うことをサポートする人材の育成と派遣体制を誰がどう構築するか検討が必要である。	—
②無住化後の土地活用意向の把握	○地区外に住む土地・家屋等の所有者と地区・集落の住民とのつながりが薄れてきている。 ○農地については、農業委員会により、令和6(2024)年度にかけて利活用計画策定予定となっている。	○土地や家屋の放置が続くと、所有者が分からなくなる可 能性がある。	○所有者および相続予定者に対して、今後の活用について意向確認を行う仕組みの構築 ○農地について国の枠組みのもとで進める協議と連携した話し合いが行える仕組みの構築	○検討に当たっては、個人資産の取扱いが可能な専門家のサポートが必要となる。 ○専門家によるサポートを行う際の人材及び資金を誰がどのように確保するか検討が必要 ○現行制度下では相続財産の国有化等には多くの条件があり、対応できない農地については耕作放棄地*が増加する恐れがある。	—
③地権者等との土地管理手法の検討	○空き家、耕作放棄地、山林等の管理が問題となっており、管理の請け負いきが一部集落では、空き家等の周辺環境の管理を所有者から請け負い、草刈り等を行っている事例がある。	○所有者不明となり管理できな い土地が増え てくる。 ○集落で管理の請け負いを継続的に実施できる可能性がある。	○地権者の協力の上で継続的な管理を行う仕組みの構築 ○国の制度改正等を踏まえて、持続可能な仕組みの構築	○土地や家屋は個人資産のため、地権者の協力が必要 ○地権者等が複数になっており、協議に時間がかかる可能性 がある。	—
④残存インフラの管理水準の検討	○人が常に居住していないくても、家屋やお墓があれば、年に数回でもそこへ行くために道路が利用される。	○公共インフラにおいては人が一時的にでも利用する以上、維持管理をしなければならず、財政負担が必要になってくる。	○行政として、地区・集落と話し合いながら最低限必要なインフラ機能について、取捨選択をしていく仕組みの構築	○話し合いを円滑に行うことをサポートする人材の育成と派遣体制を誰がどう構築するか検討が必要である。	(9) ②、③

5 取組の推進体制

取組方針 (11) 地区・集落の将来見通しに応じた対応

目的

- 1：地区・集落が将来見通しを立てるために必要な情報の収集・整理及び提供
- 2：地区・集落が自ら将来見通しを検討するための支援策の検討

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
<p>①地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有</p>	<p>○取組方針(6)①に記述したように、地区・集落の規模にかかわらず、担い手不足と相まった、地域活動の負担感の高まりと将来に対する不安感がある。 ○これまで地区・集落で行ってきた、草刈り、農業施設管理、水道管理などの活動が困難となってきたっており、こうした状況のさらなる加速が見込まれる。</p>	<p>○担い手不足等による閉塞感が、今後の対応に係る思考停止を招き、あきらめ感のみが蔓延する状態になりかねない。 ○移住者やUターン※によって、不安感の軽減につながる事例も見受けられるものの、地区・集落で担ってきた活動すべてを、託していくことには、一定の限界が想定される。</p>	<p>○地区・集落の置かれた状況を、住民自らが客観的に把握するための目安の検討 ○地区・集落が縮小した場合に生じる、住民自治組織の活動と暮らしを支える機能に対して想定される影響の提示 ○住民の営みの中で継承されてきた資産、暮らしの知恵、伝統文化など、後世に引き継ぎたいものの一定の仕分け</p>	<p>○提示する目安は、不安感の助長だけに留めないための、説得力を伴うものとする必要 ○提示情報は、住民自治組織の役員のみでなく、住民に広く共有されることが必要 ○無任化懸念が広がる前に早急に関係主体が議論できる体制を構築することが必要 ○納得性を伴う線引きと引き継ぐ手法の考案</p>	<p>(5) ①</p>
<p>②地区・集落の将来見通し段階に応じた対策の検討</p>	<p>○地区・集落の将来見通しは、単に世帯規模だけではなく、他の状況を含めた複合的な条件によって導き出されると考えられる。</p>	<p>○住民自治組織の活動に、当事者意識を有しない、又は有することが困難な状況にある住民が多いと、より地域の衰退を早めることにつながりかねない。</p>	<p>○住民の力の結集につながる原因の探索と、結集させるための市町による場づくり ○対応検討を優先する地区・集落の見極めと住民の意向確認</p>	<p>○住民と行政の仲立ちをする専門的な知見を有する人材の確保が必要 ○意向確認を踏まえた迅速な対策実行の仕組みづくり</p>	<p>(12) ③</p>

5 取組の推進体制

取組方針 (12) 取組を進める体制の組織化と国民的理解の促進 (その1)

目的

- 1: 新たな地域運営の主体としての民間事業者の参入支援
- 2: 活用可能な人材確保・供給の制度を活用した担い手づくり
- 3: 住民自治組織^{*}の機能の再構築や選択をサポートする組織の確立
- 4: 中山間地域の価値の再認識と多くの人と地区・集落の関りしらの拡大

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
①生活機能を提供する民間主体をサポートする組織の構築(事業承継、複業化支援、資金調達など)	○民間主体のサービスは、旧町村や地区の状況に応じて、事業縮小や撤退などが避けては通れない状況にある。 ○配食サービスが高齢者の命を守ることにつながった事例がある。	○経済効率のみに力点を置いた取組は、早晚、限界点を迎えざるをえないと見込まれる。	○多業若しくは生活サービスの複合化を念頭に置きつつ、既存経済活動主体のみならず、福祉事業者等や住民自治組織との連携構築に基づき、地区にとって新たなサービスを提供する構築(サービスを提供する地域運営組織 [*] を視野) ○上記を指すための、シネクタクスの役割を果たす機能を有する組織体の設立	—	(1) ② (8) ①
②中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(地域おこし協力隊 [*] 、集落支援員 [*] 、関係人口 [*] 、UIJターナー [*] など)	○国の制度を活用した地域おこし協力隊の地域への定着率は7割を超え、集落支援員は、平時の見守りなどにも従事している。 ○他県では、関係人口による担い手不足への対応が進んでいる事例がある。	○人材受け入れに係る地区・集落の継続的な受入意思があり、かつ、人材に対する敬意が伴わないと持続可能とはならない懸念がある。 ○若者人口の減少に伴う、協力隊員への志願者不足	○どういった場合に、どのような任務に携わる人材を獲得し、地区や集落に供給されることが必要か、住民自治組織と市町との間で検討・整理 ○単に担い手不足への対応に留まらない、外部の人材等に期待するミッシングの明確化	○他出子を入材候補として捉えるかどうかは要検討事項	(5) ③、④

5 取組の推進体制

取組方針 (12) 取組を進める体制の組織化と国民的理解の促進 (その2)

目的

- 1: 新たな地域運営の主体としての民間事業者の参入支援
- 2: 活用可能な人材確保・供給の制度を活用した担い手づくり
- 3: 住民自治組織^{*}の機能の再構築や選択をサポートする組織の確立
- 4: 中山間地域の価値の再認識と多くの人と地区・集落の関りしらの拡大

取組項目	中山間地域の現状	考えられる将来リスク等	具体的な取組内容	具体化に向けた留意点	関連する取組項目番号
③住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立	○住民自治組織の活動は、基本的に従来からの活動をどう継続していくかを中心に考えられていることが大半であると考えられる。	○地区・集落が置かれた客観的な状況について、住民が理解を深めた上で、納得性を伴う必要な対策を住民自治組織に自ら選択するための伴走支援がないと前に進まない懸念がある。	○地区・集落の置かれた客観的な情勢に基づく助言などを行う、中間支援組織を行政が主導し設立 ○中間支援組織のスタッフは、地域の状況に精通している、市町や県の施策等に知見を有している者を配置	○住民自治組織における受入れの意識づけが必要 ○行政から半ば独立した位置づけの組織とすることが必要 ○意思決定等をサポートする人材と日常的な各種作業の補助を請け負う人材及び財源の確保が必要	(6) ① (11) ② —
④中山間地域の価値の国民的な理解の促進	○中山間地域で有するとされてきた公益的機能が失われた場合の影響に関する既存の知見は、主に生態系などに関する記述などにとまっまっている。	○中山間地域の衰退を、都市地域住民を含め我が国ととして捉えないと、全国的に進む人口減少問題の中に埋没しかねない。	○県土の7割を占める本県の中山間地域の公益的機能が失われた場合の県全体の姿などを想定し、都市地域を含む県民生活全般にどのような影響を及ぼしているのかについて、段階を追ったシミュレーションを講じることによって本取組方針の意義を共有	○中山間地域の価値を再認識し、多くの人が中山間地域に関わるきっかけづくりを行うことが必要 ○中山間地域が維持されない場合のリスクの大きさが広く理解されることが必要	—

第4章 本検討会議の開催経過

これまで、本検討会議においては、以下に掲げるとおり、準備会において検討を進めるための与件情報の共有及び、共通認識すべき重要事項の確認を行って以降、報道機関公開の下、会議を開催し、意見交換を重ねるとともに、個別の検討テーマについては、当該テーマに関する専門的な知見を有する構成員の助言等を得ながら検討を進めた。

【資料編】 図表4-1 検討会議の開催経過

回	開催日	協議内容
準備会	令和5 (2023)年 5月12日 (金)	(1) 検討会議の設置に向けて (2) 中山間地域における現状とこれまでの取組状況の報告 (3) 意見交換
第1回	令和5 (2023)年 6月2日 (金)	(1) 座長の選出 (2) 意見交換 ①中山間地域の現状とこれまでの取組等 ②検討課題とこれまでの実態調査 ③集落対策の基本戦略(案)と施策検討のポイント等 ④協力2町における調査項目及び先行調査の進め方の確認 など
第2回	令和5 (2023)年 8月7日 (月)	(1) 協力2町における先行調査状況の報告 (2) 意見交換 ①集落対策の基本戦略(案)と施策検討のポイント等 ②地区の将来像に応じた対策の在り方 ③中間整理に盛り込む事項 など
第3回	令和5 (2023)年 10月4日 (水)	(1) 意見交換 ①中間整理(案) ②今後の検討の進め方 など
第4回	令和5 (2023)年 12月1日 (金)	(1) 中間整理に関する報告 (2) 協力2町における調査結果の報告 (3) 意見交換 ①最終取りまとめの目次構成 ②最終取りまとめに向けた整理事項 など
第5回	令和6 (2024)年 2月5日 (月)	(1) 意見交換 ①最終取りまとめ(案) など

第5章 用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ行		
アーカイブ	古い記録・国や地方公共団体の各機関が作成する公文書を保存するための記録保管所。	29
アドバイザーボード	課題に対する助言や意見交換を行うことを目的に設置された顧問委員会。	36
イニシャルコスト	初期費用。新しく事業を始めたり、新装備や新設備を導入したり、建物を新設する時など、稼働するまでの間に必要になる費用。	資29
インフラ	特定の人のもものではなく、全ての住民の生活を支える基盤として適切な維持、円滑な運営が求められるものの総称。	17、24、29、資6、資16、資20、資23、資24、資35、資36
ウェアラブル	「着用できる、身に着けられる」の意味。ウェアラブル端末は主に服や腕に身につけて利用する情報端末のこと。	資26
か行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。	1
外部不経済	市場でおこなわれている経済活動とは別の場所で何らかの不利益が発生し、個人や法人に悪影響を与えること。	20、28
過疎債	過疎地域に認定された市町村が発行する地方債。過疎地域持続的発展支援特別措置法（過疎法）による財政上の優遇措置の一つで、学校や地場産業の振興施設、観光施設など、公共施設の整備費として起債が認められている。	17
過疎法	過疎地域の各種対策のための特別措置法。人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 過疎地域対策緊急措置法： 昭和45(1970)～54(1979)年度の期間を対象に制定された第1次過疎法 過疎地域振興特別措置法： 昭和55(1980)～平成元(1989)年度の期間を対象に制定された第2次過疎法 過疎地域活性化特別措置法： 平成2(1990)～11(1999)年度の期間を対象に制定された第3次過疎法 過疎地域自立促進特別措置法： 平成12(2000)～令和2(2020)年度の期間を対象に制定された第4次過疎法 過疎地域持続的発展支援特別措置法： 令和3(2021)～令和12(2030)年度の期間を対象に制定された第5次過疎法	4、5、資4
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。	16、24、32、34、資10、資18、資19、資31、資38
キャッシュレス決済	現金(キャッシュ)を使わずにクレジットカードやデビットカード、電子マネー(交通系、流通系)、スマートフォン専用アプリのQR/バーコードなどを用いて決済すること。	資14

用語	解説	掲載ページ
か行		
挙家離村	世帯員全員が永久的に村外に移住し、離村すること。	資2
クラウドファンディング	群衆（crowd）と資金調達（funding）を組合せた造語。取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人が、インターネットにプロジェクト内容を掲載し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者から資金をはじめとする支援を集める仕組みのこと。	32
後期高齢者	75歳以上の人。	15、34
耕作放棄地	所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。	12、15、19、28、資8、資36
交通空白地有償運送事業	バス、タクシー等が運行されていない、過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣又は権限移譲を受けた地方公共団体の長の登録を受けた市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組み。	資23
高度情報化	情報産業が高度に発達し、誰もがいつでもどこでも情報を知れる状態のこと。	資4
交流人口	観光、通勤、通学、通院、買い物など経済活動、余暇活動、日常生活を行うことを目的に、県外から訪れる（交流する）人口のこと。	16
高齢化率	65歳以上の人口が総人口に占める割合。	5、資6
高齢者サロン	地域の高齢者の方などが公共施設等の身近な交流の場で、健康増進などに関する情報交換、交流などを行い、地域でいつまでもいきいきと住み続けられるよう、地域の皆さんが運営するサロン。	14、15、27、資9、資16
コミュニティナース	医療従事者が日常から地域との関わりを通じて、地域の方々の健康の維持・管理を行う取組であり、疾病等を早期に発見・予防することで医療・介護の費用の削減に寄与することが期待される。	資26
さ行		
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。	1、資24
里海	人が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持ち、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸地域。	1、2、6
里山	集落、農地、それらを取り巻く二次林、人口林、採草地、竹林、ため池などがモザイク状に組み合わさって形成され、人が適度に利用することで、豊かな自然が形成・維持されてきた地域。里地里山。	1、2、6、資20
自助・共助・公助	住民と地域社会、行政の役割分担に関する考え方。 自助：自分の責任で、自分自身やその家族等により行うこと。 共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、地域が協力して行うこと。 公助：個人や地域など、民間の力では解決できないことについて、行政（公的機関）が行ったり、支援すること。	9、13、16、19、22、24、資23、資27、資28、資29、資30、資32
市町村振興基金	行政水準の向上を目的として市町及び一部事務組合が実施する公共施設の整備事業費等に対し必要な資金を貸し付けるための基金。	資3

用語	解説	掲載ページ
さ行		
社会福祉協議会	市民と同じ視点から、きめ細かい地域福祉活動を目指し、誰もが安心して楽しく暮らせる人にやさしいまちづくりのために、地域住民や、ボランティア福祉団体、保健関連の方、行政機関の協力を得ながら、地域福祉推進を行う民間の社会福祉団体。	15、資9、資16、資28、資29
住民自治組織	一定の範囲に居住する人で組織、運営される地域づくり等を担う組織。集落、町内会・自治会などの小さな範囲を対象とするものから、市町村の範囲を対象とするものまで様々な形態がある。なお、地域運営組織も広義の住民自治組織に分類される。	7、8、9、13、14、15、16、17、20、22、23、25、32、33、34、35、37、資5、資6、資9、資10、資11、資16、資17、資21、資22、資23、資24、資25、資27、資28、資29、資31、資32、資33、資37、資38、資39
集落支援員	総務省の集落対策の制度であり、地方自治体からの委嘱により、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等、集落の共同作業の手伝い、困りごと相談など幅広い分野で支援を行う人材のこと。	13、15、32、資6、資9、資28、資31、資38
小地域	地区・集落を構成する地域単位で、班、組等の様々な呼称で呼ばれるもの。近隣住民による住民自治が行われる最小単位。	15、16
スケールメリット	規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。	資29
ステークホルダー	組織が行う活動によって直接的または間接的な影響を受ける利害関係者。	28
セーフティネット	社会的弱者に対して、最低限度の生活が出来るようにする生活保護等の施策や仕組みの総称。	24、資28、資29、資30
脊梁部	地域の背骨に相当するような大山脈で、分水界となるもの。	資1
ゾーニング	対象地域をいくつかの地域や地区に分割、区分すること。	28
た行		
団塊の世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの3年間にわたる、第一次ベビーブームに出生した世代。	はじめに、1、22、34
地域おこし協力隊	総務省の制度であり、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。これにより、定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っている。	13、32、資18、資31、資38
地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。	8、9、17、25、34、資22、資25、資28、資29、資32、資33、資38、
地域食堂	子供や、高齢者、生活困窮者など多様な世代や立場の人を対象に安価な食事を提供する食堂のこと。地域の人が集い、つながる居場所としての役割を担う。	17、27、資16
地域通貨	一定地域で通用する擬似的な通貨のこと。	資14
地方分権一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。	資5

用語	解説	掲載ページ
た行		
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。	資26
デマンド交通	予約型の運行形態の乗合輸送サービス。利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる。	資23
デマンドバス	利用者の予約により、エリア内を運行する予約制のバスのこと。	14
投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの（社会資本の形成）に支出される経費。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれる。	17、18
独居高齢者	一人暮らしの高齢者。	13
ドローン	無人であり、遠隔操作または自動操縦で飛行できる200g以上の重量の機体で、一般的にはプロペラが4つ以上付いたマルチコプターのこと。	資25
な行		
農業集落	市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理、農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭、その他生活面に及ぶ密接な結び付きの下、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。	8、10、20、 資6、資7
は行		
ハザードマップ	津波や地震、土砂災害などで、浸水などの被害が想定される区域や避難する場所などがひとめで分かるように表示した地図（防災マップ）のこと。市町ごとに作成されている。	28
伴走型支援	課題を抱える地域や団体等を対象に地域づくりに精通した専門家を派遣し、一定期間、地域活動に対する様々な助言を提供すること。	33
備後地区工業整備特別地域	広島県南東部から岡山県南西部にかけて広がる工業地域。工業の発展を促進することを目指して、昭和38(1963)年指定を受け、昭和41(1966)年には世界最大級の規模を誇る製鉄所が福山市に進出した。制度は平成13(2001)年廃止された。	資2
ファシリテーター	協議等の場において、中立な立場を守りつつ、参加者の心の動きや状況を見ながら進行していく人。	34
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。	17、18
普通建設事業費	道路、橋梁、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費。	17
平成の大合併	平成11(1999)年から約10年間にわたり、基礎自治体の行財政基盤確立のため、政府主導で全国的に行われた市町村合併。	9、13、16、 資4、資5
ま行		
未病	自覚症状はないが検査では異常がある状態や、検査を受けても異常が見つからず病気と診断されないが、健康ともいえない状態。	資26
民生委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民間の奉仕者。社会福祉増進のため、地域住民の生活状況の把握や、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるような必要な情報提供、関係機関への連絡などの支援を行う。	15、資9、資16、 資27、資28、 資29

ら行		
ライドシェア	タクシーの営業資格を持たない一般ドライバーが自家用車を使って有料で客を運ぶこと。	資12、資23
ランニングコスト	維持・管理費。建物の改修費や光熱費など。	資29
リソース	資源のこと。	25、資22、 資25、資28、 資33
隆起準平原	地殻運動によって隆起した準平原（地表が長期にわたる侵食作用を受けて起伏が小さくなり、海面の高さ付近まで低下した、ほとんど平らな地形）のこと。	資1
数字・アルファベット		
3セク	第三セクター（政府または地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資して行う事業組織体（法人））の略称。	資20
D X	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略語。環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、事業そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	はじめに、30
I C T	Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術のこと。	24、資25、 資26、資28
S D G s	Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標のこと。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことなど、17のゴール・169のターゲットから構成される。	2
U I J ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。 Uターン：地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。 Iターン：生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。 Jターン：地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。	16、資17、 資18、資37、 資38

